

第216回大阪市外郭団体評価委員会

令和 6 年 2 月 19 日

目次

審議の都合上、議題の順番を入れ替えて進行了しました。

※ **Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。**

開会	1
(1) (一財) 大阪市文化財協会の令和 5 年度経営評価 (対象事業活動の実績) について ..	2
(2) (公財) 大阪国際交流センターの令和 5 年度経営評価 (対象事業活動の実績) について	11
(4) (公財) 大阪国際交流センターの中期目標の期間の終了時の検討について	17
(3) (公財) 大阪市救急医療事業団の令和 5 年度経営評価 (対象事業活動の実績) について	21
(5) (公財) 大阪市救急医療事業団の中期目標の期間の終了時の検討について	30

開会

開会 午後 1 時 30 分

【上塚法人担当課長】 それでは、定刻になりましたので、第216回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以後の議事進行について、堀野委員長にお願いいたします。

堀野委員長、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 本日は、委員全員にご出席いただいております、大阪市外郭団体評価委員会規則第 6 条第 2 項により、会議が有効に成立しております。

本日の議題 (1) から (3) の外郭団体の令和 5 年度経営評価 (対象事業活動の実績) について、(4) と (5) の外郭団体の中期目標の期間の終了時の検討については公開で、(6) の大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程に基づく本市の同意については法人情報の審議ですので、非公開で行います。

(1) (一財) 大阪市文化財協会の令和5年度経営評価(対象事業活動の実績)について

それでは、最初の議題について、事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

経済戦略局において所管する外郭団体である一般財団法人大阪市文化財協会の令和5年度経営評価(対象事業活動の実績)について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【経済戦略局】 経済戦略局文化部博物館支援担当課長の平野でございます。ご説明申し上げます。

一般財団法人大阪市文化財協会の令和5年度の事業経営評価でございます。

まず、中期目標における本市の行政目的または施策の具体的な内容でございますが、市内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承することでございます。

目標期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

期間終了時において実現しようとしております状態といたしましては、平成25年の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき、埋蔵文化財の発掘調査及び資料の保管・活用等の埋蔵文化財関連業務が令和6年度末までに公益財団法人大阪府文化財センター及び本市等へ適正に継承され、当該外郭団体が整理されている状態。なお、令和6年度末までの埋蔵文化財関連業務については、継承等の状況を勘案しつつ、当該外郭団体において適切に実施できる状態を維持するというものでございます。

当該事業年度の評価につきまして、外郭団体の自己評価でございます。

指標Ⅰは、埋蔵文化財関連業務等の移行に向けた主要項目の進捗でございますが、こちらは、一部進捗に遅れがあるものの、令和6年3月末をめぐりに取組を進め、中期計画を着実に実行していくということとしております。

人材の継承先の決定といたしましては、大阪府文化財センター、大阪市博物館機構を継承先としまして、残すは本人の意向を確認するのみとなっております。

残余財産必要額の算定につきましては、想定する費用を算定し、現有財産で解散に伴う費用が不足しないことを確認いたしました。

財産の整理の決定でございますが、建物や図面写真などは大阪市教育委員会への継承とし、博物館機構に継承する保存処理に係る機材については令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外の機材、備品等の財産は原則として廃棄いたします。

協会固有事業の継承先の決定といたしましては、特定遺贈の事業は大阪歴史博物館へ継承することで調整済みでございます。教育・普及事業のうち、講演会など、大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するものにつきましては令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外は廃止することとしております。

指標Ⅱは、共同研究員の登録者数の維持でございますが、こちらは、登録者全員の継続した登録ができており、目標を達成することができました。共同研究員の登録者数の維持につきましては、登録者全員の継続した登録ができており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成による活用も行いました。

最終目標の達成見込みといたしましては、アの「順調」でございます。指標Ⅰのうち、財産の整理の決定と協会固有事業の継承先の決定につきましては、それぞれ担当者レベルでの協議、調整は進めており、おおむね方向性は示しておりますが、最終調整には至っていないことから未達成としているものであり、それぞれ令和6年3月末までには決定できるよう進めるものでございます。来年度の取組につきましては、遅滞なく協議、調整を進め、確実に継承できるよう取り組むとしております。

指標Ⅱにつきましては、発掘調査報告書作成における活用を行うとともに、新たな分野の必要性などを随時検討いたします。また、年度更新が必要な3名につきましては、来年度も承諾を得られるように早期に調整を進めていくとしております。

これらに対しましての本市の総合的な評価でございますが、埋蔵文化財関連業務等の関係先への移行に向けた行動計画に示した4項目のうち、2項目については既に達成しており、残る2項目についても、おおむね計画どおり進捗していることと評価いたします。引き続き、関係先と調整・協議を行い、令和6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれないとしております。

また、共同研究員の登録者数の維持につきましては、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持しているものと認められます。こちらも引き続き体制維持に努め、目標達成に向けて取り組まれないとしております。

続きまして、中期目標の期間を通じた評価でございますが、こちらは年度評価と同様でございます。指標Ⅰにつきましては、一部進捗に遅れがあるものの、令和6年3月末をめどに取組を進め、中期計画を着実に実行してまいるというものでございます。

指標Ⅱにつきましては、共同研究員の登録者全員の継続した登録ができており、目標を達成することができたというのが団体の自己評価でございます。

これらに対しましての市の評価といたしましては、埋蔵文化財関連業務等の関係先への移行に向けた行動計画に示した4項目のうち、2項目については既に達成しており、残る2項目についてもおおむね計画どおり進捗していると評価しております。引き続き、関係先との調整・協議を行い、6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれてまいっております。

また、共同研究員の登録者数の維持につきましても、登録者全員の継続した登録や積極的な活用ができており、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持しているものと認められるというものでございます。引き続き、体制の維持に努め、目標達成に向けて取り組まれてまいっております。

取組－1について説明させていただきます。

こちらは、中期計画といたしましては、大阪市の埋蔵文化財行政の方針・施策に応じて、協会の行ってきた事業が解散後も継続したものとなるよう、継承先及びその方法について、より具体的な項目の検討に向けて、府市関係諸機関と継続的な協議を行うとともに、適切な継承に向けて協会の事業を整理し、令和6年度末に事業の引継ぎを完了させるというものでございます。

この中期計画の達成状況でございますが、計画といたしましては、発掘調査・報告書作成業務につきまして、市教育委員会及び府文化財センターに継承、うち保存処理につきましては民間への委託、資料については市教育委員会に継承、また人材についても、府市関係機関との協議により、有効に引継ぎ先を求める方向性が示されております。より具体的な項目の検討に向けまして、府市関係諸機関との継続的な協議を行うとともに、適切な継承に向けて当協会の事業を整理し、令和6年度末には事業の引継ぎを完了させる。また、協会独自の事業となります特定遺贈の事業につきましても、適切な継承先を定め、引継ぎを行うというものです。

行動計画といたしましては4点、人材継承先の決定、残余財産必要額の算定、財産の整理の決定、協会固有事業の継承先の決定でございます。

これらの実績といたしましては、人材の継承先の決定は、年度計画でお示しましたように、処遇面では調整ができておりますが、対象職員の意思確定は令和6年8月までとして進めることとしております。

残余財産の必要額の算定といたしましては、職員継承先への人件費相当額、清算法人での必要な事務経費等を算定するとともに、解散後の建物撤去費及び廃棄物処理費用につきましても、類似例を参考にした見積りにより費用を算定いたしました。これにより、解散に伴う費用を賄えることが確認できてございます。

財産の整理の決定と協会固有事業の継承先の決定はいずれも年度評価と同様でございます。

指標Ⅰ、埋蔵文化財関連業務の関係先への移行に向けた主要項目の進捗といたしましては、令和5年度目標値4項目に対しまして、実績値は2項目でございます。目標達成状況はb（i）、「目標未達成」で、取組は予定どおり実施しているというものでございます。

外郭団体の自己評価といたしましては、Bの「指標全部未達成」、イ、「遅れあり」というものでございます。年度の達成状況につきましては年度評価と同様でございます。

最終目標達成に向けた課題と課題解消に向けた次年度以降の取組といたしましては、財産の整理の決定と協会固有事業の継承先の決定につきまして、それぞれ担当者レベルでの協議・調整は進めており、おおむね方向性は示しておりますが、最終調整に至っていないことから未達成としているものであり、それぞれ、令和6年3月末までには決定できるように進めるものでございます。

これに対しまして、市の評価といたしましては、イの「遅れあり」、A、「有効であり、継続して推進」とするものでございます。

「外郭団体の自己評価」に対します審査結果といたしましては、行動計画に示した4項目のうち、人材の継承先の決定、残余財産必要額の算定につきましては既に達成しておりますが、財産の整理の決定、協会固有事業の継承先の決定につきましては最終調整まで至っていないことから、当該事業年度における達成状況といたしまして、協会の評価は妥当であるとしております。引き続き、関係先との協議・調整を行い、令和6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれないとしております。

「中期目標」達成の視点から見ました審査結果といたしましては、行動計画に示した4項目のうち、2項目については既に達成しており、残る2項目についても、おおむね計画どおり進捗していると評価いたします。引き続き、関係先と調整・協議を行い、令和6年

3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれたいとしております。

中期計画の達成状況でございますが、指標Ⅰは、令和5年度4項目、目標値は4項目50%、実績値は2項目で25%でございます。中期計画期間における具体的な取組内容といたしましては年度の評価と同じですので、ご説明は割愛させていただきます。

外郭団体の自己評価、市の評価もそれぞれ年度評価に同じでございます。市の評価といたしましては、イ、「遅れあり」、取組の有効性はA、「有効」であり、継続して推進というものでございます。

続きまして、取組－2でございます。こちらは、中期計画におきまして、共同研究員制度を有効に用い、協会が行う埋蔵文化財の調査・報告書作成の質の維持・向上、また、これまで蓄積してきた成果・資料・技術をつなげていくというものでございます。

年度計画の達成状況といたしまして、計画といたしましては、現在登録されている研究員及びその所属先に対して登録の継続のための手続を行い、体制の維持に努めるというものでございます。発掘調査現場・報告書作成の各場面において積極的に共同研究員としての活用を行うこと。制度の運用に際して、実績や活用状況の検証を行い、不備があれば制度の改善や規定の見直しを行うこと。新たに調査が予定される遺跡の内容により、現在の共同研究員により補えない部門などが生じた際は新規登録を行うことも考慮し、柔軟に対応するというものでございます。

これに対しまして、実績といたしましては、現在登録されている7分野12名の研究員及びその所属先に対し、登録の継続手続は一旦終了しており、全員の承諾を得ている。令和5年も発掘調査現場へ招聘するとともに、発掘調査報告書作成の際に当該専門分野での助言等を得るなど、活用を行いました。現状では制度の不備等は見当たらず、また新たな部門での登録は必要ないと考えてございます。

指標Ⅱは、目標値、令和5年度12名に対しまして、実績値は12名でございます。目標達成状況はa（i）で、目標達成、取組は予定どおり実施でございます。

外郭団体の自己評価といたしましても、A、「指標全部達成」、ア、「順調」でございます。当該年度の達成状況は、昨年度から登録者全員の継続した登録ができており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成における活用を行った。最終目標達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組につきましては、発掘調査報告書作成における活用を行うとともに、新たな分野の必要性などを随時検討する。また、年度更新が必要な3名につきましては、来年度も承諾を得られるように、早期に調整を進めていくとしています。

市の審査といたしましては、中期計画に対する進捗状況はアの「順調」でございます。
中期目標に対する取組の有効性はAでございます。

「外郭団体の自己評価」に対する審査結果といたしましては、登録者全員の継続した登録ができており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成などへの活用も行われたため、達成したとする団体の自己評価は妥当であるとしております。

中期目標達成の視点から見ましても、登録継続のための手続を実施済みであり、また、共同研究員を発掘調査現場に招聘して専門分野でのその助言等を得るなど、積極的な活用ができており、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持しているものと認められる。引き続き体制の維持に努め、新規分野を登録する必要が出てきた場合は柔軟に対応するなどして、目標達成に向けて取り組まれないとしております。

以上でございます。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎です。

評価に関するところではなくて、ちょっと純粋にお伺いしたいことなんですけれども、3 ページ目の年度計画達成状況の実績の欄の残余財産必要額の算定のところなんですけれども、職員継承先への人件費相当額というふうに記載がされているんですけども、これは、継承先の人件費を引き続き団体の方で負担されるのか。負担されるのであれば、それがいつまでなのかというのをちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 文化財協会の大上です。

継承先への人件費相当額というのは、職員を受けていただくに当たって、当該団体に負担をかけないようにということで、基本的には退職までの相当額を寄附していく予定をしております。

【上崎委員】 そうすると、何年かにわたって負担されるということでしょうか。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 そうですね、3 名いますが、2 名はもうかなり定年退職に近い年齢ですので、ごく僅かになります、1 名につきましては相当期間ということになります。

【上崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 委員の堀野から、今の点について補足して伺いたいんですけども、人材の継承先の決定というところは未定という中で、人件費の相当額の算定というのは、

最大でといいますか、その想定されているところで、ご本人の意思とは別に計算をされていると、そういうことになるのでしょうか。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 継承先につきましては、団体については決定はしているんですけれども、本人確認ということで、本人が希望するかどうかというのは今現在残っているという状況です。したがって、本人が希望すればという前提で金額を算定しております。

【堀野委員長】 そうすると、ご本人が希望しなければ、その費用というのは浮くといえますか、そういうことになるということですかね。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 そうですね、残余財産が増えるということになります。

【堀野委員長】 これは、じゃ、人件費相当額ということで、現金を承継するんですか。どういう対応を取られるんですか。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 相当額ということで、現金を受けていただく団体に寄附をするということを想定しております。

【堀野委員長】 寄附をする。承知しました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

【小林委員】 委員の小林です。

機材などの引継ぎの詳細については、これからまだ決定する必要があるということなんですが、他方、処分の費用については既に見積もり済みということなんですが、これは、全て処分するという前提で最大でということで見積もられたのか、そこを教えてくださいますでしょうか。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 基本的には、現時点では最大で見積りを取っております。

【小林委員】 ありがとうございます。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

取組－１の指標Ⅰについて、未達成の部分というのが、令和６年３月末までに詳細を決定できるように進めるということなんですけれども、６年３月を待たずに今時点で評価するというのはこういった意図があるのでしょうか。

【上塚法人担当課長】 申し訳ありません。事務局から説明させていただきます。

経営評価の対象事業活動につきましては、次年度の目標設定のときに前年度を振り返っ

てどうであったかというのを確認するために、評価期間が1月1日から12月31日までということで設定させていただいております。したがって、今回、12月の末までに未達成であれば目標が未達成ということになるんですけれども、取組として、一応年度内にはできるということでご報告を頂いている形になります。

【村田委員】 分かりました。承知いたしました。

そうすると、6年3月の時点ではもう全てクリアになっている可能性が非常に高いということで認識すればよろしいですか。

【上塚法人担当課長】 はい、さようでございます。中期計画は年度ごとに立てておりますので、年度末までにどこまでいっているかということになっておりまして、年度末には達成の予定でございます。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

残余財産を見込まれて、マイナスにならないということは今確認されているというご説明でしたけれども、今現在でどれぐらいの金額を見積もられているのか。あと、今後、退職の方が移られなかったりとか、機材を処分しなくてよかったであるとか、上振れの要因しかないのか、下振れする要因も中にはあるのかというようなところをもう少し教えていただけますでしょうか。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 解散に伴って、建物撤去とか、そういった必要経費については、大体4億ちょっと超えるぐらいという金額を一応見積りしております。現在、協会が持っている保有財産でそれが賄えるかなという見込みを立てておりまして、先ほどの人件費の関係でもそれよりも下がることはあるとは思っているんですけれども、それを上回することは多分、多少余裕を見て見積りはしておりますので、上回ることはないかなというふうに思っております。

【佐藤委員】 上回るというのは、残余財産が少なくなるという……。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 足らなくなるということはないかなと。

【佐藤委員】 少なくなることはないということですか。4億強は最低限確保できるという理解でよろしいですか。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 そうです。

【佐藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 一応5年度、6年度、2か年間赤字を出さないで

経営できればという前提で中期経営計画を立てたんですけれども、今現在の状況で言いますと、5年度の決算見込みも若干プラスでいけるかなと。6年度の収入の方も、現時点での見込みでは、収支、相償えるような形で予算が組めるかなという状況になっております。

【佐藤委員】 分かりました。撤去するであるとか、そういうところは割と物価が上昇傾向にあるので、見積りよりオーバーしてしまう可能性もあるのかなとお聞きしたいんですけど、それは最大限見積もられているという理解でよろしいでしょうか。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 はい。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 委員の堀野から、最後に1点ご質問させていただきたいんですけど、取組－1について、令和6年3月末までに詳細決定できるように進めるということなんですけれども、現状もう2月下旬になりまして、あと1か月ちょっとというところかと思うんですが、こちらはもう、見込みとして問題なく進んでいるという理解でいいのか、可能な範囲で教えていただければと思います。

【一般財団法人大阪市文化財協会】 もう既に2月中旬ですので、あと1か月ほどしかありませんが、まだ、話し合いは継続をしております、前向きに双方話をできておりますので、年度内には何とかカバーできるかなというふうに思っております。

【堀野委員長】 ありがとうございます。頂いたロードマップでも、この点については、令和6年度以降にはちょっと検討の対象に上がっていないように見受けられますので、何とか3月中に終えないといけないということだと思いますので、引き続き取り組んでいたければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

答申ですけれども、この答申自体についた市の評価については同意という、特段よろしいかと思うんですけど、いいでしょうか。

【上塚法人担当課長】 3月までできることが前提での妥当ということでしょうか、最後、委員長おっしゃっていただいたように。

【堀野委員長】 ただ、あれですよ、事業年度の評価としては12月末までなので。

【上塚法人担当課長】 次の中期計画なり来年度の取組を変更しなくてもいいというのは、これ、3月までで全部やってしまえるから、次、来年度、変更しなくていいというこ

とになるので、その前提がちゃんと達成できるかというところは、全部ご指摘のとおりだなと思ってお聞きしてたんですけれども。

【堀野委員長】 確かに、達成できなかったら次の項目が、5項目というか、そこを変えないといけないという可能性は出てくるので。

【上塚法人担当課長】 そうですね、見直しが必要ということにどうしてもなってしまいますので、そこを何も意見として書かないで妥当というご判断にさせていただくのかというところかなと思いますけれども。

【堀野委員長】 そうすると、そこは変更にも影響する、次年度の目標にも、次年度の計画に影響するため、今年度中、今年度3月末まで取組をするよう指導されたいということですね。そこは確かに追記していただいた方がいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 じゃ、その記載もお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 では、そのような形でちょっと原案、作成させていただきます。ありがとうございます。

(2) (公財)大阪国際交流センターの令和5年度経営評価(対象事業活動の実績)について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

経済戦略局において所管する外郭団体である公益財団法人大阪国際交流センターの令和5年度経営評価(対象事業活動の実績)について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【経済戦略局】 経済戦略局の国際担当課長の森田と申します。

それでは、ご説明させていただきます。

公益財団法人大阪国際交流センターについて、令和5年度の事業経営評価のご説明をさ

させていただきます。以降、当該団体を団体と呼ばさせていただきます。

資料の様式1、中期目標の欄をご覧ください。

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的または施策の具体的な内容につきましては、本市に居住する外国人住民を公的支援の受け手という視点に加えまして、主体的に大阪を共につくる担い手と位置づけ、外国人住民のもたらす多様性を生かし、活力あふれる魅力あるまちづくりを目指すというビジョンの下、外国人住民が地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし、活躍できる多文化共生社会を実現していくための取組を進めていくこととしております。

(2) 中期目標期間については、令和2年12月1日から令和6年3月31日です。今年度は最終年度に当たります。

(3)、中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的または施策によって実現しようとしている状態につきましては、国籍や民族の異なる人々がお互いの文化を認め、地域社会の一員として共生することができる社会の実現に向けて、外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動することについて、当該地域社会の住民の理解が深まり、当該活動を促進しようとする意識が高まっている状態としております。

下段に移ります。今回は最終年度となりますので、中期目標の期間を通じた評価となります。

財団の自己評価です。財団の総合的な評価は、全期間、全ての指標において目標を達成できたとなっております。各指標の評価はまた後ほど触れますので、割愛させていただきます。最終目標達成状況は、ア、「達成」となっております。

本市の総合的な評価です。団体の取組は、中期計画期間の全ての指標において目標値を達成しており、市における中期目標の達成状況の測定に当たって実施した外国人の地域活動に関する意識アンケートの結果においても、肯定的な回答が74.8%と、最終年度の目標としていた70%を上回っている。以上のことから、外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動することについて、地域社会の理解が深まり、当該活動を促進する意識が高まっているものと評価しております。

資料の様式2、対象事業活動の実績に関する評価を取組ごとに説明してまいります。

取組－1をご覧ください。

中期計画では、団体が中期計画期間中に行政目的達成に向けて取り組む具体的な内容として、外国人住民等の地域社会における活動機会の提供としております。

中期計画達成状況の欄をご覧ください。

外国人住民が参加や参画を通じて地域社会において日本人住民と交流する機会となる事業の実施回数を指標Ⅰとしております。令和３年から令和５年で計13回の目標値に対して計17回実施したことにより、目標を達成しております。

続いて、留学生に活動の機会を提供した件数を指標Ⅱとしております。令和３年から５年までの間、目標値を超える回数が実施されました。

下段をご覧ください。取組－１の財団の自己評価です。

指標Ⅰ、Ⅱ共に目標値を達成することができた。指標Ⅰについては、キックオフイベントと併せて交流会を開催するなど工夫を凝らし、各種団体や関係者との関係性を構築した結果、コロナの影響など、実施が厳しい期間がありながらも多文化交流会を開催することができ、目標を大きく上回る結果につながった。指標Ⅱについては、留学生による高校生との交流も含めた語学等の講座の開催に加えて、市民を対象とした自国文化の紹介講座も開催したことにより、当初の目標を上回る結果となった。令和３・４年は、高校生の参加は天王寺区内の３校のみにとどまっていたが、令和５年度は、広く市内の公立高校を対象に募集を行った結果、４区７校、44名の生徒の参加を得ることができた。以上から、指標の達成状況はＡ、中期計画の目標達成状況はア、「達成」となっております。

下段をご覧ください。取組－１の財団の自己評価を受けての市の審査です。

「外郭団体の自己評価」に対する審査結果について、具体的な各取組により、目標達成とする財団の自己評価は妥当であるとしております。「中期目標」達成の視点から見た審査結果について、団体の取組は中期計画で定めた目標値を達成しており、外国人住民等が地域社会において活動する機会を着実に提供したものと評価できる。市における中期目標としても最終年度の目標を上回っており、外国人住民が多文化共生の担い手として、共に地域社会において活動することについて、地域社会の理解が深まり、当該活動を促進する意識が高まっているものと考えられるとしております。

以上から、中期計画の目標達成状況はア、「達成」、「様式１：中期目標（３）」に対する取組の有効性は、Ａ、「有効だった」としております。

次に、取組－２をご覧ください。

中期計画では、団体が中期計画期間中に行政目標達成に向けて取り組む具体的な内容として、多文化共生についての理解促進に向けた住民への情報発信としております。

中期計画達成状況欄をご覧ください。

情報発信に関するスキルを有する人材（達人）登録者数（新規登録者）を指標Ⅲとしております。令和３年から令和５年で計26人の目標値に対し、計41人の登録により、目標を達成しております。

続いて、ウェブサイトを通じた情報の発信件数を指標Ⅳとしております。令和３年から５年までの間、目標値を超える発信件数となっております。

続いて、情報発信を連携して行う活動団体や事業者の発掘件数を指標Ⅴとしております。令和３年から令和５年で計９団体の目標を達成しております。

下段をご覧ください。取組－２の財団の自己評価です。

指標Ⅲ、Ⅳ、Ⅴとも目標値を達成することができた。

指標Ⅲについては、財団と関わりのある外国人住民に継続して登録の呼びかけを行ったり、学校や各種団体に対して積極的にアイハウス多文化交流プラットフォームの紹介を行ったことから、達人の登録目標を達成した。また、令和４年はウクライナ避難民の受入れなどの社会情勢の影響から、ウクライナ人の達人を獲得し、令和５年もポーランドやカザフスタンなど、登録者数が少ない出身国の達人を増やすことができた。

指標Ⅳについては、外国人住民にとって関心の高い子育てなどの情報を中心に、コロナのワクチン接種や防災など、日本で生活する上で有益な情報を目標値を大きく上回って発信することができた。

指標Ⅴについては、外国人やその子供たち等を支援する団体や、大阪市内で住民数の多いベトナム人、フィリピン人の団体などと広く連携することができた。

以上から、指標の達成状況はA、中期計画の目標達成状況はア、「達成」となっております。

下段をご覧ください。取組－２の団体の自己評価を受けての市の審査です。

「外郭団体の自己評価」に対する審査結果について、具体的な各取組により目標達成とする団体の自己評価は妥当であるとしています。「中期目標」達成の視点から見た審査結果について、団体の取組は、中期計画で定めた目標値を達成しており、外国人住民等が地域社会において活動する機会を着実に提供したものと評価できる。市における中期目標としても最終年度の目標を上回っており、外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動することについて、地域社会の理解が深まり、当該活動を促進する意識が高まっているものと考えられるとしております。

以上から、中期計画の目標達成状況はア、「達成」、「様式１：中期目標（３）」に対する

取組の有効性はA、「有効だった」としております。

ご説明は以上となります。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

次の諮問で、もう団体の指定を外されるということなので、質問しなくてもいいのかもしれないですけども、資料の3ページの指標Ⅲのところ、新規登録者を目標として設定されて、ずっと上回る実績を上げてこられたんですけども、でもこれ、登録から外れられる方というのがいるのかどうか。登録者の全体が実は減っていたりすることはないのかどうかということをちょっとお伺いさせていただけますでしょうか。

【経済戦略局】 実際のところ、一部外れられている方はいるんですけども、新規登録者41名のうち、現在も達人登録している方というのは、今37名いらっしゃいます。あとの4名は転居等がございまして、抹消ということになっておりますので、基本的には、登録された方については、そのまま達人の事業を続けていただいているというふうにご理解いただければと思います。

【上崎委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【佐藤委員】 市の評価のところで書かれています、アンケートを実施されて、74%の方が肯定的な回答というような記載をされていますけれども、このアンケートを実施されている対象の方というのは外国人の方だけなのか、一緒に活動された住民の方も含まれているのか、どれくらいの割合であるとか、その辺は教えていただけますでしょうか。

【経済戦略局】 このアンケート、令和5年度につきまして、令和5年12月1日から12月25日までの間、基本的には日本人の方に対して、多文化共生社会に近づいていると思うかということ、住民の方がどう思われているかということになります。回答数が599名ありまして、市内の方は326名の方のご回答を得ています。その中で、肯定的に回答された方の割合が最終的に74.8%、目標が70%でしたので達成した、そういうふうなことになります。

【佐藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 今の点について、委員の堀野からも伺いたいんですけど、このアンケートというのは、そうすると、特に何かの企画に関連して実施されたというわけではなく

て、平時での期間、12月1日から25日までの期間で、インターネットとかそういうもので、フラットな状態で実施されたというものなのでしょうか。

【経済戦略局】 そうです。大阪市の行政オンラインシステムの方のアンケートという項目で実施しています。

もちろん、こういうのを実施していますよというのは、例えば国際交流センターでありますとか、府の方のOFIXなんかを通じて、我々もそうなんですけれども、周知を行ってご回答を呼びかけている、そういうふうな形となっております。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

達人の方のアクティブユーザーといいますか、登録はしたけども、あんまり活動されていない方とか熱心に活動されている方とか、その辺りはどういう状況か教えていただけますか。

【経済戦略局】 基本的に、このような形で今パンフレットを作っていて、一般向けにはこういうふうな形で出てきておりますので、今ここで載っておられる方というのが非常にいろいろ人気のある方ということなんですけれども、みなさま積極的で、基本的には、ほとんどの方が自分の役割に応じて実施していただいているというふうにご理解いただければいいかと思います。

【村田委員】 はい、ありがとうございます。

【堀野委員長】 委員の堀野から質問なんです、この指標のⅡ番は累計で122回ということで、ただ、対象で参加された学生というのは44名と、そういう読み方をすればいいのでしょうか。連続講座とかを1回とそれぞれでカウントされていて、全体の参加者としては44名ということなのでしょうか。

【経済戦略局】 そういうことです。この講座の1つが、留学生の方にいろんな語学を学んでいただくということになっておりまして、6つのクラスで、1つずつで計20回やっているというような形になりまして、そこに参加されているのが、参加人数として44名の方、延べでいくと688名がご参加された、そういうふうな事業になっています。

【堀野委員長】 ありがとうございます。結構な回数で、しっかり学習できるのかなと、良い企画かなと思いました。

それから、あともう1つ、指標のⅣ番で、ウェブサイトを通じた情報の発信件数ということであるんですけども、こちらも分かればいいんですが、アクセスされた件数などは

把握はされているのでしょうか。

【経済戦略局】 すみません、アクセス件数までは今ちょっと手元に持っていないので、申し訳ないです。

【堀野委員長】 分かりました。指標としては発信の件数なので、この件数で問題ないとは思いますが、情報を周知することではアクセス件数ということからの検証というのも重要なと思うので、今後の活動の参考にしていただければというふうに思います。

【経済戦略局】 分かりました。

【堀野委員長】 以上でよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

答申ですけれども、特段この評価に同意ということではよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

（４）（公財）大阪国際交流センターの中期目標の期間の終了時の検討について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題に移りますが、審議の都合上、議題の順番を入れ替えて、（４）公益財団法人大阪国際交流センターの中期目標の期間の終了時の検討についてを次の議題とします。

それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

経済戦略局において所管する外郭団体である公益財団法人大阪国際交流センターに係る中期目標につきまして、目標期間が令和５年度で終了することから、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第１項の規定に基づき、中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たり、同条第２項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【経済戦略局】 公益財団法人大阪国際交流センターについて、中期目標期間終了時の検討のご説明をさせていただきます。

以降、当該団体を団体と呼ばさせていただきます。

資料の様式1、中期目標の欄をご覧ください。

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的または施策の具体的な内容につきましては、本市に居住する外国人住民を公的支援の受け手という視点に加えて、主体的に大阪を共につくる担い手として位置づけ、外国人住民のもたらす多様性を生かし、活力あふれる魅力あるまちづくりを目指すというビジョンの下、外国人住民が地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし、活躍できる多文化共生社会を実現していくための取組を進めていくこととしております。

(2) 中期目標期間については、令和2年12月1日から令和6年3月31日です。

(3) 中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的または施策によって実現しようとしている状態につきましては、国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め、地域社会の一員として共生することができる社会の実現に向けて、外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動することについて、当該地域社会の住民の理解が深まり、当該活動を促進しようとする意識が高まっている状態としております。

下段に移ります。中期目標達成状況の欄をご覧ください。

外国人住民が多文化共生の担い手として地域社会において共に活動することを期待すると考えている住民の割合を指標としております。令和3年から令和5年にかけて目標値を上げておりますが、いずれも目標値を超える実績となっております。

下段に移ります。所管所属の自己評価の欄をご覧ください。

中期目標期間における団体の事業経営による本市の行政目的または施策の達成状況について。団体において、地域と外国人住民とがつながる環境づくりとしての取組を進め、市の中期目標期間に掲げられた全ての目標を達成した。その上で、本市指標の達成状況の測定のために実施した外国人の地域活動に関する意識アンケートの結果においても、肯定的な回答が最終年度で74.8%と、目標としていた70%を上回っている。以上のことから、中期目標期間における当該団体の取組を通じて、外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動することについて、地域社会の理解が深まり、当該活動を促進する意識が高まっているものと評価できるとしております。

下段に移ります。外郭団体の指定の必要性の欄をご覧ください。

本市の行政目的または施策の達成のために団体に求める役割に係る社会の環境変化等について。

当該団体は、本市の「地域国際化協会」として、多文化共生社会の実現に向け、本市からの交付金事業や委託事業とともに、自ら主体的な事業を推進する役割を求められてきたが、従前は交付金事業や本市または本市以外からの委託事業に重きが置かれ、団体の主体的な取組よりも経営安定化に向け、採算ベースに乗せるのが容易な取組を行う傾向がうかがえた。また、専門性やノウハウの継承等も十分に行われていない状況であった。そのため、当該団体を外郭団体に指定して、本市の指導及び調整の下、本市からの交付金事業や委託事業とは別に、本市における多文化共生社会の実現に向けた主体的な取組を本市以外の者からの委託事業に優先して実施するよう事業経営の方向性を転換させるなど、本市の影響力を通じて事業経営全般の監理を行い、当該団体は多文化共生社会の実現に向けた独自の事業活動に取り組んできた。そのことから、現状では、この間に築いた地域の社会福祉協議会や各種団体とのネットワークも活かしながら、当該団体が主体的に外国人住民の様々な課題やニーズに応じた効率的な事業展開を行うことが可能となっている。また、当該団体がこれまでに蓄積してきたノウハウを組織内で継承するため、固有職員の増員や職員のさらなるスキルアップに向けた研修等、業務執行体制の強化も進められており、主体的に取組を継続する体制も十分に構築されている状況となっています。

中期目標期間終了後の本市の行政目的または施策の達成のために団体に求める役割について。

多文化共生社会の実現には、日本人住民と外国人住民が言語の違いに加え、異なる文化や生活習慣等を理解し、共に地域の担い手として認め合い、連携していく意識が必要である。現状では、こうした多文化共生の意識は高まりつつあるものの、まだ十分に定着したとは言えない状況である。そのため、地域と外国人住民とがつながる環境づくりとしての取組を進める役割を、引き続き当該団体、当該法人に対し求めていく必要があるものの、当該団体は、本市の外郭団体として、これまでに多文化共生社会の実現に向けた事業活動を実施していたことから、その中で築いてきた地域の社会福祉協議会や各種団体とのネットワークも活かしながら、地域社会における外国人住民への活動機会の提供や、地域住民の多文化共生についての理解促進に向けた情報発信をはじめ、外国人住民の様々な課題やニーズに応じた効率的な事業展開を行うことが可能となっている。

また、当該団体がこれまで蓄積してきたノウハウを組織内で継承するため、固有職員の増員や、職員のさらなるスキルアップに向けた研修等、業務執行体制の強化も進められており、主体的に取組を継続する体制も十分に構築されている。以上のことから、当該団体

の外郭団体指定を解除しても、本市の「地域国際化協会」として当該団体が主体的に多文化共生社会実現に向けた取組を実施することにより、本市が求める役割を十分に果たすことが可能である。

以上に加え、当該法人が各種団体等とネットワークを構築して取組を進めたことにより、各種団体等においても多文化共生の実現に向けた取組の必要性が浸透し、各種団体等から当該法人に対して、「地域国際化協会」としての中核的な役割として、各種取組の継続的な実施などを以前にも増して求められている状況であるということを補足させていただきます。

以上により、外郭団体の指定の必要性はB、「指定解除」となっております。

その他補足といたしまして、当該法人の関与につきましては交付金を交付しているとともに、当該法人の外郭団体指定の際に本市職員を役員として就任させておりますが、外郭団体として指定解除した後もこの関与は継続していくことを予定しています。理由としては、本市の外国人住民は、国籍の多様化とともに、それぞれが抱える課題やニーズも多様化しており、本市では、令和2年12月に大阪市多文化共生指針を策定し、多文化共生社会の実現に向けて様々な取組を進めているためです。

新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ避難民への支援などから、外国につながる市民への的確な情報伝達の重要性が改めて明確となっており、当該法人の「地域国際化協会」としての役割はさらに重要なものとなっています。

本市が大阪市多文化共生指針に基づく施策の取組を進めるため、当該団体に引き続き交付金を交付するとともに、本市と多岐にわたる課題を共有し、市の政策課題、外国人住民施策等でございますが、への対応を効率的かつ効果的に行えるよう、役員就任を継続する必要があるものと考えています。

説明は以上となります。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご質問、ご意見等があればお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

今、後半でかなり説明してくださったので、確認になるかなと思うんですけども、指定が解除されて、どう変化、どういうふうに変わるのかというところを確認させていただきたいんですけども、まず交付金、今1億2,000万円ぐらい支給されていると思うんですけど、この額とかは変化はなくて、あとは、今あれですか、理事の方がお一人、市の部長さ

んが就任されていて、この辺りも変わらないと。ただ、指定が解除されると、これまでと同じように目標を示して計画をつくってもらって、それを毎年、毎年、評価をするというふうな、そういう仕組みから外れるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

【経済戦略局】 そういう形になっています。

現在監理をしている外郭団体としての自主的事業については、先ほど申し上げましたとおり、しっかりと、この何年間の間、達成していただいているというふうに理解しております。そういう意味で、外郭団体は解除するということなんですけれども、それ以上に、今後、コロナ収束に伴う、例えば入国者の再拡大でありますとか、技能実習生の見直しも含めた在留資格制度の変更なども想定される中、より綿密に団体とは連携をしながらやっていく必要があるかと。今、そのように蓄積されたノウハウを使いながら団体と一緒にやっていくという意味もありまして、今、部長の派遣というか、本市の部長と兼務しているような状況なんですけれども、その兼務というのは残したままでしていきたいと、そういうふうな意図になっております。

【上崎委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほか、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

答申ですけれども、指定のこのB、解除するということで、同意でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(3) （公財）大阪市救急医療事業団の令和5年度経営評価（対象事業活動の実績）について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

健康局において所管する外郭団体である公益財団法人大阪市救急医療事業団の令和5年度経営評価（対象事業活動の実績）について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第4項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をよろしくお願いいたします。

【健康局】 健康局の保健医療計画担当課長をしております松川と申します。よろしく
お願いいたします。

私の方から、令和5年度の事業経営評価、大阪市救急医療事業団の評価につきましてご
説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、1ページ目です。中期目標につきまして、(1)ということで、本市の行政目的と
いたしまして、大阪府医療計画に基づきました市町村の役割としてある初期救急医療体制
を確保するために、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施することとしておりま
す。

中期目標期間は令和2年9月11日から令和6年3月31日までの4年間としております。

実現しようとしている状態といたしましては、市内における休日・夜間の急病診療事業
を実施するため、医師等の医療従事者の確保や後送病院との連携がなされ、休日・夜間の
急病診療事業が中期目標の期間を通じて安定的かつ継続的に実施できている状態としてお
ります。

それでは、これに基づきまして、取組を2つ上げておりますので、順に説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

まず、1つ目の取組－1といたしまして、計画といたしまして、団体が中期計画中に目
標としている内容としまして、医療従事者の確保としております(ア)から(エ)を上げ
ております。

まず1つ目、(ア)看護師に対する採用時研修の実施ということで、1つ目の指標といた
しまして、採用時研修における受講者の満足度を指標としております。目標といたしまし
ては80%と上げさせていただいております。具体的な取組内容といたしまして、期間中の
全ての新規採用者37名に対しまして、個別に研修を実施いたしました。また、その研修の
際に実施しました受講者アンケートでは、全受講者から「満足である」という回答を得ま
したので、実績としては100%としております。

次に、(イ)の看護師に対するスキルアップ研修の実施につきましては、指標のⅡといた
しまして、スキルアップ研修の受講者満足度を指標としております。目標値といたしまし

ては80%としております。こちらも具体的な取組内容といたしまして、期間中に計6回のスキルアップ研修を実施いたしました。この研修の際に実施いたしました受講者アンケートでは、全受講者から「満足である」との回答を得たということですので、実績値としては100%としております。

次に、(ウ)の看護師に対する感染予防研修の実施といたしまして、指標のⅢ、感染予防研修の実施回数を指標としております。目標値といたしましては、年1回ずつとさせていただいております。具体的な取組内容といたしましては、期間中、毎年1回、感染予防研修を実施いたしました。ウェブ方式を採用したことによりまして全看護師が研修に参加できたということで、実績値としましても、各年度1回ということにしております。

最後に(エ)です。勤続3年以上の看護師の割合ということで、指標Ⅳといたしまして、勤続3年以上の看護師の割合、目標値としましては60%としております。具体的な取組内容といたしまして、コロナ禍ではございますが、感染予防等を徹底することにより、看護師の感染への不安を取り除き、良好な職場環境維持に努めました。その結果、期間中は目標値60%を上回る率で推移できたということで、最終5年度は75%となっております。

これらを受けまして、次の3ページをご覧ください。

外郭団体の自己評価といたしまして、指標の達成状況はA、「指標全部達成」、中期計画の目標達成状況はア、「達成」としております。

達成状況につきましては、(ア)から(エ)の取組について、全ての指標で目標を達成できたとしております。

市の審査といたしましては、中期計画の目標達成状況はア、「達成」、「様式1：中期目標(3)」に対する取組の有効性といたしましては、A、「有効だった」としております。

審査結果といたしまして、研修に係る受講者アンケート結果につきまして、全受講者が「満足である」と回答しており、研修に係る取組は順調に進捗したと思います。また、勤続3年以上の看護師の割合につきましても、中期計画の期間を通じまして目標を上回っていることから、外郭団体の自己評価は妥当であると評価しております。

「中期目標」達成の視点から見た審査結果といたしましては、評価期間の大半がコロナ禍であった中におきましても、全ての目標を確実に達成しております。また、勤続3年以上の看護師の割合につきましても、中期目標策定時点の60%の水準は大きく上回っているということで、よって、団体の取組は、休日・夜間の急病診療事業の安定的運営に大きく寄与し、中期目標達成に有効であったと認められると審査しております。

次に、取組－２でございます。資料の４ページ目をご覧ください。

具体的な内容といたしましては、後送病院の安定的な確保としておりまして、(ア) から (ウ) を上げております。

まず、(ア) の後送病院に送付した患者診療実態調査票の回収でございます。指標Ⅰとし
まして、患者診療実態調査票の回収率を100%を目標にしております。具体的な取組内容
といたしまして、毎年1月1日から11月30日までに患者を受け入れた後送病院に対しまして、
患者診療実態調査票を送付いたします。このうち、毎年12月31日までに全ての調査票の回
収をということで目標値を設定しておりますが、12月31日までには全ての回収はできてい
なかったということで、令和5年度の結果としては95%となっておりますが、その後、電
話により返送を促すことによりまして、令和4年度まで、最終的には年度内に全て回収で
きております。今年度につきましても回収できる見込みとなっております。

次に、(イ) の患者診療実態調査票に記載された意見等への対応につきまして、指標のⅡ
でございます。意見等に対する対応率ということで、100%を目標としております。こちら
も、具体的な取組内容といたしまして、先ほど説明いたしました実態調査票を送付した際
に、意見や要望等がありましたら調査票への記載をお願いしているところでございます。
頂いた意見等の中で、対応が必要な意見につきましては速やかに対応したということで、
実績率は100%となっております。

次に、(ウ) の新たに後送病院を希望する医療機関への取組といたしまして、指標のⅢ、
新規後送病院数ということで、目標値といたしましては、毎年1病院ずつの増加というこ
とを目標に上げております。具体的な取組内容といたしましては、期間中、コロナ禍とい
うこともありまして、新規の後送病院の参入は困難な状況でございました。そういった状
態ではありましたが、新たに後送病院を希望する可能性のある医療機関の情報収集等に努
めたということで、令和3年に1病院ございましたが、その後は、目標1に対して増加は
なかったという状況でございます。

これにつきまして、外郭団体の自己評価でございます。指標の達成状況はC、「指標一部
未達成」、中期目標の目標達成状況はウ、「未達成」となっております。

達成状況につきまして、指標Ⅰにつきましては、期間中は目標を達成することができま
せんでしたが、各年度末の時点では目標を達成することができる、5年度についても見込
みであるということ。指標Ⅱにつきましては目標を達成。指標Ⅲにつきましては、令和3
年度は目標達成できましたが、コロナ禍の影響もありまして、他の年度では目標達成でき

なかったという状況でございます。また、期間中、安定して各診療所の後送体制は確保することができたと評価しております。

これを受けまして、市の審査でございます。5ページをご覧ください。

中期計画の目標達成状況はウ、「未達成」、中期目標に対する取組の有効性はA、「有効だった」としております。

審査結果といたしましては、中期計画に沿った取組はおおむね順調ではありますが、一部の指標について目標が達成できなかった状況でございます。

「中期目標」達成の視点から見た審査結果でございますが、後送病院の安定的な確保は非常に重要な取組でございまして、既存の後送病院との連携を密にしながら、新規の後送病院の確保に向けて取組を進めたということは評価できるとしております。中期計画の目標は未達成ではあるが、後送病院数につきましては、期間を通じて、期間当初と同水準の病院数は確保しており、中期目標に対する取組の有効性は認められるとしております。

これらを受けまして、すみません、1ページに戻っていただきまして、最終年度【中期目標の期間を通じた評価】でございます。

最終目標達成状況はア、「達成」としております。

団体の総合的な評価といたしましては、期間中は一定以上の勤続年数の看護師が安定的に雇用され、診療の補助を担うことができ、医師の負担軽減につながった。また、一定水準の後送病院数を確保することにより、入院及び手術が必要な患者に対する救急診療の実施体制も確保できた。以上の結果によりまして、休日・夜間の急病診療事業が安定的かつ継続的に実施できたものと考えております。

対しまして、本市の総合的な評価といたしましては、期間を通じて休日・夜間の急病診療事業が安定的かつ継続的に実施できたものとする。今年度で中期目標の全期間が終了するが、これまでの取組は、新型コロナウイルス感染症を含む感染予防対策にも有効であったと評価しており、今後も初期救急医療体制を確保、維持するため、医師等の医療従事者の確保や後送病院との連携の取組を着実に進め、引き続き、休日・夜間の急病診療事業が安定的かつ継続的に実施できるよう取り組まれたいとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

全部で3点ほどお伺いしたいんですけれども、1つ目は取組－2の指標Ⅲになります。

新規後送病院数ということで目標を立てられて取組をされていたかと思いますが、実際にもう1つの諮問の資料を拝見すると減ってしまった年度もあるみたいですので、今後、その目標の立て方として、新規のものだけではなくて総数として、ですから、この年は新規として幾ら増やして、総数として幾ら維持しますよという、そういう形で目標を設定されるということが可能なかどうかということをお伺いしたい。

あとそれと関連して、新規後送病院を一生懸命探されていると思うんですけれども、見込み、可能性があるような病院がどれくらいあるのか、残っているのか。もうあらかた打診して、もう拒否されてしまって、なかなかもう将来的には増やす見込みがないのか、あるいはまだ開拓する余地があるのかということで、まずその2点、ちょっとお伺いできたらと思います。

【健康局】 ご質問ありがとうございます。

まず、後送病院の関係なんですけれども、委員ご指摘のとおり、今年の目標は増やしていくということだったんですが、今回、新規で令和3年に入られて、その後、やめられるところもあったということで、最初と最後は総数が同じということでございます。増やすことができれば、それはもちろんいいんですけれども、やはりおっしゃったように、総数、どれだけ確保できるかということが実は非常に大事なかなと思います。増やしていても、どんどん減っていつているということでは意味がないと思いますので、少し次の目標を設定する際には、その辺りのこともきっちり考慮させていただければと思っております。

後送病院数でございますが、なかなかやはり、このコロナ禍というところもありまして、難しかった部分と、今後もやはり医者の働き方改革云々がございまして、なかなかご協力いただけるというのが非常に難しいところがございます。実際に後送病院でお受けいただいているところの先生方にも、他の病院の情報というか、そういったこともご紹介いただいて、具体的にいろいろお願いに行ったりとかいう形で具体的な動きもしているんですが、正直なかなか難しいということが現状でございます。どんどん増やしていく、病院自体が増えませんので、なかなか難しいというのが現状でございます。ただ、増やすというよりも、やはりきっちり確保しておく。今の数でしっかり二次後送できておりますので、その確保というところがやはり大事なのかなというふうには思っております。ありがとうございます。

【上崎委員】 ありがとうございます。

もう1点ちょっとお伺いしたいんですけども、今の話と関連するんですけども、後送病院が見つかって、適切に患者さんを受け入れていただければ詰まったりすることはないかと思うんですけども、後送病院で受け入れていただくことができなくて、結果的に急病の患者さんをお断りしたりするケースが実際に起こったりしているのかどうか。起こっているとすれば、どの程度なのかということをお伺いしてもよろしいでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。

後送の当番の病院というか、お願いしている病院に、もちろん基本的には送ります。ただ、その方の傷病の状況によりまして、その日、受け入れられる体制かどうかとか、疾病の状況によってやっぱり難しいところもありまして、結果として違うところへ送るとか、救急隊の方をお願いして病院を探してもらうということは実際にはございますけれども、基本的には、まず毎日後送病院がありますので、そこに送るという。それぞれの疾病の状況とかによりまして、ほかをお願いするということは、やっぱりそれはございます。

【上崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【小林委員】 委員の小林です。

後送病院からの出た意見を参考にされている、新規の獲得であったり既存後送病院とのコミュニケーションを取られているかと思うんですけども、例えば後送に関してどのような意見が出ているのか、例えばで結構ですので教えていただけますでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。

最近、そういった会議もありまして、私も参加させていただいているんですが、やはりなかなか、例えば専門の診療科でありますと、その方の症状が果たしてその専門の診療科でいいのかなのか、総合的な疾病じゃないかというようなこととか、この前もあったんですが、例えば眼科で後送というときに、その方が小児、子供さんであった場合に、小児科的な部分があるんじゃないかとか、そういったことで、どういうふうの後送すべきか、どういうふうな連携体制を取るのかみたいなことのご意見を頂いたりとかしてディスカッションしたりさせていただいております。

【小林委員】 ありがとうございました。

【堀野委員長】 よろしいでしょうか。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

取組－２の指標Ⅱなんですけども、意見等に対する対応率が100%ということになって

いますけども、実際には、対応が非常に難しいけども必要とされているような意見とか、そういうものはなかったのでしょうか。

【健康局】 どう対応するかというのはあるんですけども、できませんということではなく、ご意見を頂きまして、工夫とか連携体制の中で取れるような形でご意見の方を聴取しているというふうに確認しております。

【村田委員】 承知いたしました。

ちょっとうがった目で見ると、対応が必要な意見というのが、ちょっと恣意的な内容に含まれているんじゃないかなと。対応できそうなことだけを必要な意見として採用されているというようなところがないのかどうかというところがちょっと気になりましたので質問させていただきました。

【健康局】 ありがとうございます。

後送の病院も、やはりきっちり協力体制を取っておりまして、そちらでも、どう対応していくかということをしごく前向きに対応していただいておりますので、そういった中で工夫できるところとか、こうした方が連携がいいんじゃないかというような、そういった形でご意見頂いておりますので、できないことというようなことではなく、お互いによりよくしていくということでの意見交換をさせていただいております。

【村田委員】 ありがとうございます。承知いたしました。

【佐藤委員】 委員の佐藤です。よろしくお願いいたします。

取組－１の４番目ですか、勤続３年以上の看護師の割合というところで、75%で60%を達成されていらっしゃるんですけども、こちらの病院というのは休日とか夜間ということで、皆さんが働かないときに働くという状況かとも思うのですけれども、徐々に増えているということで、どういう取組をされて看護師さんに選んでもらえているかというふうな取組状況をちょっと教えていただければありがたいです。

【健康局】 ありがとうございます。

この間は特にコロナということで、当初やはり非常に不安だということで、どこの病院さんも同じだと思うんですが、なかなか看護師さんの確保というのが非常に難しいというようなことがあったかと思うのですけれども、我々としまして、同じ大阪市、今は府市ですけれども、公立大学の感染症の先生方にも診療所を見ていただいて、どういった形で感染予防したらいいのか、どういったところにどういった機械を置いたらいいのかとかというようなご意見なんかも頂きながら感染対策もきっちり取らせていただいたりとか、ある

いは空間を分けて、安心して診療できる体制を取ったりとかということで、そういった部分で非常に安心していただけたのかなというところで、離職が少なくなったのかなというふうには思っております。

全体的には、やはり大阪市内ですので、夜間、夜とか休日というところでは、交通の便というか、働きやすい距離感というところは少しあるのかなというところもございます。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 委員の堀野からもご質問させていただきます。

今の取組－１の指標Ⅱのところなんですけども、ここは確認なんですけど、期間中計６回ということなんですけども、これは各年に大体１回か２回と、そういうことになるんでしょうか。

それと、指標Ⅲの方は、コロナ禍においてはということではなく、もう全部ウェブ開催というお話だったんですけど、指標Ⅱの方も、もう現状もウェブ開催で、全看護師さんが参加できているということで理解したらいいのか、いかがでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。

おっしゃったとおりでございまして、年１回もしくは２回やっておりますし、ウェブ方式でということで開催をさせていただいております。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それから、先ほど村田委員からもご指摘あったところなんですけど、取組－２の指標Ⅱというところで、意見等に対する対応率というふうにあるところで１００％ということなんですけども、これは大体意見というのは、どれぐらいの量、コメントが皆さんあるもので、その中で対応が必要というのは何件ぐらいあるという状況なんでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。

年度によってちょっと件数は違うんですが、おおむね１桁でございまして、令和３年で８件とか、４年２件、５年は１件というふうな、そういった件数になっております。

【堀野委員長】 ありがとうございます。

それはあれですか、日頃からのコミュニケーションで、あまり意見というのが出てこないといいますが、常にコミュニケーションする中で改善をしているから、こういった調査票には出てこないということなのか、そういうことであればいいと思うんですけども。

【健康局】 そうということかなというふうに、きっちりコミュニケーションが取れてて連携が取れているのでということかなというふうに考えております。

【堀野委員長】 分かりました。ありがとうございます。

では、以上ですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

それでは、答申の取りまとめですけれども、同意で大丈夫ですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【堀野委員長】 じゃ、お願いします。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

(5) (公財) 大阪市救急医療事業団の中期目標の期間の終了時の検討について

【堀野委員長】 それでは、続いての議題について事務局からご説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

健康局において所管する外郭団体である公益財団法人大阪市救急医療事業団に係る中期目標につきまして、目標期間が令和5年度で終了することから、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第16条第1項の規定に基づき、中期目標の期間の終了時の検討を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき諮問いたします。

内容につきましては所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 それでは、所管所属からご説明をお願いいたします。

【健康局】 引き続き、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、中期目標期間終了時の検討の資料に沿ってご説明させていただきます。

中期目標は先ほど説明いたしましたので、少し割愛させていただきます。

中期目標の達成状況でございます。

まず、指標Ⅰでございますが、勤続3年以上の看護師の割合とさせていただいておりまして、目標値60%に対しまして、実績値といたしましては全ての年度で上回っておりまして、令和5年度75%となっております。

次の指標Ⅱが後送病院数ということで、こちらにつきまして、目標数としましては、33か所の維持ということにさせていただいておりまして、こちらの実績につきましても、最終年度33の維持ということとなっております。

次に、所管所属の自己評価でございます。

指標の達成状況はA、「指標全部達成」、中期目標の達成状況はア、「達成」としております。

達成状況につきまして、2020年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応によりまして、多くの離職者が発生するという懸念があったものではございますが、様々な新型コロナウイルス感染症への感染予防策等を実施することによりまして、良好な職場環境の維持に努めることができまして、勤続3年以上の看護師の割合の指標につきましては、中期目標期間を通じて目標を達成することができました。また、コロナ禍においても、後送病院との連携につきましても密にいたしまして、後送病院数につきましても、中期目標期間を通じて目標を達成いたしました。これらの取組によりまして、休日・夜間の急病診療事業が中期目標の期間を通じて安定的かつ継続的に実施できている状態が達成できたというふうに評価しております。

外郭団体の指定の必要性でございます。

まず、社会の環境変化等につきまして、高齢化の影響で急病患者は増加しておりまして、今後も救急医療へのニーズというのは増大することが見込まれております。このような中、新型コロナウイルス感染症の流行を契機といたしまして、休日・夜間に診療を行います急病診療所の役割というのが極めて重要であるということが、改めて社会的にも再認識されたところでございます。

しかしながら、医師等の医療従事者の確保、特に特定科目、眼科や耳鼻科などの後送病院の確保というのは非常に難しくなっておりまして、安定的な体制整備が望まれるところでございます。また一方で、医師の働き方改革ということで、これが令和6年4月から施行されますが、この影響によりまして、この急病診療事業への影響というのも注視する必要がありますかなと感じております。また、少子高齢化の進展に伴いまして、令和5年10月に厚生労働省が看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を約30年ぶりに改定いたしました。この少子高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図るということで改定されたところでございます。

中期目標終了後の団体に求める役割といたしましては、急病診療事業というものは不採算性の要素が非常に多くございまして、かつ、極めて公共性の高い政策医療事業でございます。医療従事者の確保ですとか後送医療体制の確保、その他感染症拡大などの対応に対して、本市からの要請への対応なども必要な状況でございます。今後も、本市が指導調整、

監理を行い、当該団体において、市内における休日・夜間の急病診療事業を安定的かつ継続的に実施する役割を担わせる必要があると考えております。

外郭団体の指定の必要性につきましては、A、「継続して指定」、指定理由の変更の有無につきましては、イ、「無」とさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【堀野委員長】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

指定の継続は当然必要かと思うんですけども、1つお伺いさせていただきたいのは、今回、社会の環境変化のところでも述べておられるように、状況がかなり厳しくなっていく、そういったことが見込まれるような状況において、大阪市として、この団体をこういった形で支援とか応援していくという、そういう取組とか、新しい施策なんかがあったりするのかどうかということをお伺いできたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。

新たな施策ということではなく、引き続き、この救急医療というものをきっちり確保していくということが必要かなと考えております。やはり、人の確保、非常に難しいところがございます。また、後送病院の確保も非常に難しいところがございますので、できる限り診療所の方でできる医療というのを確保していくことも必要ですので、我々としましては、少し医療機器などの購入などもいたしまして、これまでちょっと対応できなかったようなところとか、対応しづらいようなところも少しできやすいような、そういった形での支援ということもきっちりさせていただく必要があるのかなというふうに考えております。

【上崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【堀野委員長】 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 じゃ、ちょっと委員の堀野から1点、不勉強で教えていただきたいのですが、この令和5年10月の厚労省のこの指針ということで、看護師の確保を図るという、これは社会的ニーズに関するものといいますか、それに対応して確保を図っていくということで、国の取組として上げているのかなと思うんですが、これを受けて、指定の必要性というふうになる文脈がちょっとよく分からなかったんですが、どういうふうには読んだらよろしいんでしょうか。

【健康局】 ありがとうございます。

看護師さん、非常に今後不足するということがありますので、そういった部分でも、こういった基本的な指針に基づきまして、我々としても、職場の環境ですとか、そういったものをきっちり確保して、それは市としてもきっちり支援することによって、こういった保健医療を担う従業員、この事業というのが確保できるようにしていくということで、少しこういった部分、国としてもそういったことに今後なっていくということを言われていますので、そこをちょっと視点としてきっちり持ちながら支援をしていく必要があるかなというふうに考えております。

【堀野委員長】 ありがとうございます。視点ということで記載いただいたということで理解できました。

では、ほかはよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【堀野委員長】 それでは、質疑応答については以上で終了といたします。

では、答申ですけども、こちら問題ないということで、同意でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

【堀野委員長】 では、次の案件に移ります前に、これより委員会を非公開といたしますので、関係者以外の方はご退室願います。